

平成30(2018)年度事業計画

市民が一緒につくる！健やかに 自分らしく暮らせる

支え合う 心やさしいまち

—第4次地域福祉活動計画 in 所沢「ところ WITH プラン」基本理念—
—社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会「第3次発展・強化計画」使命—

つなげよう つながろう 新たな50年へ

社会福祉法人
所沢市社会福祉協議会

50!DASH!



社会福祉法人所沢市社会福祉協議会

目 次

| | |
|---------------------------------|----|
| はじめに | 2 |
| I 法人運営 | 4 |
| 1. 法人運営事業 | 4 |
| II 地域福祉活動推進 | 6 |
| 1. 地域福祉活動推進事業 | 6 |
| 2. ボランティアセンター運営事業 | 7 |
| 3. 災害対応関連事業 | 8 |
| 4. 社会福祉大会開催事業 | 8 |
| 5. 緊急援護事業 | 8 |
| 6. 彩の国あんしんセーフティネット事業 | 8 |
| 7. 所沢市内社会福祉法人等による暮らしの相談事業（新規事業） | 9 |
| 8. 同行援護従事者養成研修（一般課程） | 9 |
| 9. 赤い羽根共同募金運動 | 9 |
| 10. 福祉団体への活動支援 | 9 |
| III 介護保険及び障害者総合支援法福祉サービス等 | 10 |
| 1. 居宅介護支援事業 | 10 |
| 2. 指定要介護認定調査事務（新規事業） | 10 |
| 3. 訪問介護事業・居宅介護事業 | 10 |
| IV 所沢市指定管理施設 | 12 |
| 1. 児童発達支援事業「所沢市立かしの木学園」 | 12 |
| 2. 就労継続支援B型事業「所沢市立きぼうの園」 | 13 |
| 3. 生活介護事業「所沢市立こあふる」 | 14 |
| 4. 生活介護事業「所沢市立プロペラ」 | 15 |
| V 所沢市委託事業 | 18 |
| 1. 所沢地域包括支援センター事業 | 18 |
| 2. 就労支援事業 | 19 |
| 3. コミュニケーション支援事業 | 20 |
| 4. 障害者相談支援事業 | 20 |
| 5. ファミリー・サポート・センター事業 | 21 |
| 6. 生活困窮者自立相談支援事業 | 22 |
| 7. 生活支援体制整備事業 | 22 |
| 8. 認知症サポーター養成事業 | 23 |
| VI 埼玉県社会福祉協議会委託事業 | 24 |
| 1. 生活福祉資金貸付事業 | 24 |
| 2. 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業） | 24 |
| VII 成年後見事業 | 26 |
| 1. 成年後見事業 | 26 |
| 財源一覧 | 27 |

はじめに

少子高齢化、生活様式や働き方の多様化等に伴って地域社会や家庭の様相は大きく変容し、地域、家庭、職場等の生活領域における支え合いの基盤はますます弱まっています。また、ひきこもり等の社会的孤立、そして、貧困、差別や虐待といった権利擁護の問題等、地域における生活課題は依然として複雑化、深刻化しています。こうした中、国は地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現が必要であるとし、「我が事・丸ごと」の地域づくりや包括的な支援体制の整備を進めています。誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを使命とする社会福祉協議会はその推進が求められています。これまでに所沢市社会福祉協議会（以下、所沢社協）は、平成28年度から各行政区にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）（※1）を配置する等、地域に根差した地域福祉を推進してきました。

平成30年度は引き続き、『第4次地域福祉活動計画 in 所沢 ところWITHプラン』に基づき、地域福祉推進の観点で各種福祉事業に取り組みます。また、『所沢社協第3次発展・強化計画』（※2）に基づき、確かな専門性で質の高いサービスを提供できるように、コミュニティソーシャルワークの機能強化や人材育成を充実する他、法人機能を強化します。

所沢社協は平成30年3月に法人化50周年を迎えました。これまで所沢社協が地域住民、関係機関・団体の皆様とともに築いてきた地域福祉を今後も着実に発展させ、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを進めていきます。

《参考》 全国社会福祉協議会「市区町村社協経営指針」に示されている
市区町村社協の使命・経営理念・組織運営方針（抄）

【使命】

市区町村社協は、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命とする。

【経営理念】

市区町村社協は、この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開する。

- 1 住民参加・協働による福祉社会の実現
- 2 地域における利用者本位の福祉サービスの実現
- 3 地域に根ざした総合的な支援体制の実現
- 4 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

【組織運営方針】

市区町村社協は「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、その使命と経営理念を実現するために、以下により組織運営を行います。

- 1 地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たします。
- 2 事業の展開にあたって、住民参加を徹底します。
- 3 事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行います。
- 4 全ての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を順守します。

所沢社協がめざす方向性（第3次発展・強化計画から抜粋）

【使命】

「市民が一緒につくる！ 健やかに 自分らしく暮らせる 支え合う 心やさしいまち」
（『第4次地域福祉活動計画 in 所沢 ところWITHプラン』基本理念）

【行動指針（キャッチフレーズ）】

「ささえる つながる みつけだす 所沢社協」

【重点項目】

1 コミュニティソーシャルワーク（CSW）の推進

職員がコミュニティソーシャルワーカーとしての専門性の向上を図り、効果的なコミュニティソーシャルワークを推進します。具体的には、実際の支援内容、支援プロセス等について評価していくこと、また、コミュニティソーシャルワーカーの実践報告会を定期的を開催し、職員一人ひとりがコミュニティソーシャルワークについて理解を深め、コミュニティソーシャルワーカーとしての意識を高める取り組みを進めます。併せて、住民の福祉ニーズに即応する事業展開を図るために、地域における福祉ニーズの分析やサービスのあり方、地域福祉推進のあり方について検討する機能を強化します。

2 人材育成

業務手順書等の整備をはじめ、目標管理システムの活用、新任職員を対象としたOJT（※3）の充実やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の育成を進めます。

3 経営基盤の強化

各事業について点検・改善・開発の視点で評価し、事業運営の適正化を進め、経営基盤を強化します。特に、職員の庶務事務能力の向上や事務の仕組みの見直し等、事務効率の向上に取り組めます。また、経営に関する横断的な協議の場を設定し、改善を図ることができる仕組みづくりを進めます。

- | | |
|----|--|
| ※1 | コミュニティソーシャルワーカー（ワーク）（CSW）：個別の支援を行いながら、ニーズの共通性に着目し、地域の生活課題解決に向け、住民と協働して新しい仕組みづくりに取り組む専門職。 |
| ※2 | 第3次発展・強化計画：所沢社協が地域福祉を進めるという責務を果たすために法人組織の基盤を強化し、各種事業を改善しながら組織を発展させるために策定している計画。計画期間は平成30年度～平成32年度の3か年。 |
| ※3 | OJT：On the Job Trainingの略。上司や先輩の指導のもとで職場で働きながら行われる研修。現任訓練。 |

I 法人運営

■主な財源：会費、寄付金、市補助金、共同募金配分金、収益事業収入

1. 法人運営事業

地域福祉の推進にあたり、法人の健全経営や経営基盤の強化を図るとともに、提供する福祉サービスの向上や事業経営の透明性に努めます。

- (1) 会議等の開催
 - ① 役員・委員による会議等
 - a 評議員会（年5回）
 - b 監事会（年2回）
 - c 理事会（年5回）
 - d 評議員選任・解任委員会（随時）
 - e 福祉サービスの適正運営に関する第三者委員への報告会（年1回情報交換会、その他随時）
 - f 理事・監事・評議員等研修の実施（年1回）
 - ② 職員による会議
 - a 管理職会議（年12回）
 - b 調整会議（年12回）
 - c 現場担当者会議（年11回）
 - d 研修担当者会議（年11回）
 - e 衛生委員会（年2回程度）
 - f 医療的ケア検討委員会（年4回）
 - g その他
- (2) 各種法令に基づく諸規程の整備
- (3) 社会福祉法人会計基準による適正な会計処理の実施
- (4) 個人情報保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報管理の実施
- (5) 第3次発展・強化計画の進捗管理
- (6) 福祉人材育成の実施
 - ① 所沢社協職員研修の実施（「人材育成方針」「平成30年度職員研修計画」に基づき実施）
 - ② 所沢市内の福祉事業所等の職員に対する研修の実施
 - ③ 人材育成に関する調査研究
- (7) 法人情報の発信
 - ① 広報紙・パンフレット等の発行
 - ② リニューアルしたホームページの活用
- (8) 社協会員の拡充
 - ① 広報・PRの充実
 - ② シール式会員証の発行

- (9) 収益事業等の実施
 - ① 自動販売機
 - ② 斎場売店
 - ③ 市民プール売店
 - ④ 自主財源の確保及び資金調達に関する調査研究
- (10) 埼玉県共同募金会への協力
- (11) 社会福祉士・介護福祉士養成課程等の学生の実習の受入
- (12) 後援名義の使用許可
- (13) 災害時の対応に向けた所沢社協の事業継続計画（BCP）の整備等
- (14) 基金の運営
 - ① 所沢市愛の福祉基金
 - ② 所沢市こども未来基金
- (15) 出前講座（福祉のことを学びま専科）の開催
- (16) 社会貢献プロジェクトの実施
- (17) 調査研究
- (18) 所沢市こどもと福祉の未来館関連事業への参画（未来館まつり、防災訓練等）

Ⅱ 地域福祉活動推進

■主な財源：会費、市補助金、共同募金配分金、愛の福祉基金運用益、こども未来基金

1. 地域福祉活動推進事業

『第4次地域福祉活動計画 in 所沢 ところWITHプラン』の前期3年間終了に伴い、平成29年度に見直した具体的な取り組みを進めます。また、推進にあたっては、『第2次所沢市地域福祉計画』との整合性や、所沢市地域福祉センターをはじめとした関係機関との連携の強化を図り、地域共生社会の実現に向けた支えあいの地域づくりを推進します。

(1) 地域福祉活動計画の各種施策の取り組み

『第4次地域福祉活動計画 in 所沢 ところWITHプラン』に基づき、地域福祉活動を推進します。地域福祉活動推進会議（年4回）及び作業部会（年12回）において計画の進行管理を行います。

《誰もが安心して暮らせるまちづくり》

- ① 安心のまちを支える人づくり
 - a 住民のボランティア活動を支援（住民活動の拡充）
 - b 災害時にも対応できる人材の育成
- ② 気軽に相談できる場づくり
 - a 地域の中で気軽に相談できる場や機会の拡充
 - b いつでも相談できる「福祉相談窓口」の展開

《誰もが自分らしく暮らせるまちづくり》

- ① 誰にもわかりやすい福祉情報の提供
 - a ふくし掲示板の推進
 - b インターネット等による福祉情報の発信と活用
- ② 一人ひとりを大切にする支援
 - a 生活困窮者や社会的孤立への支援
 - b 日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用

《誰もが参加できる支えあいのまちづくり》

- ① 地域福祉活動を推進する社会資源の開発
 - a 地域福祉サポーターの育成と活動の強化
 - b 地元の商店や企業、社会福祉法人などによる地域貢献活動の促進と支援
- ② 支えあいの地域づくり
 - a 地区社会福祉協議会（地区社協）をはじめとした地域福祉推進の組織づくり
 - b コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による地域づくりの取り組み

《誰にも心やさしいまちづくり》

- ① 福祉課題の理解と福祉の心（ふくしマインド）の醸成
 - a 参加型交流体験ができるふくし学習プログラムの開発
 - b ふくし学習の場や機会の拡充
- ② 身近な暮らしの場における活動拠点の増設

- a 地域サロンをはじめとする活動拠点の開拓
 - b 空き家・空き店舗、社会福祉施設、企業の会議室等の活用
- (2) コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による取り組み
社会的に孤立している人や制度の狭間で支援を受けられない人など、様々な生活課題を抱える世帯に対してアウトリーチし、関係機関と協働して支援を行います。
- ① 住民懇談会など福祉情報交換の機会の実施（全地区）
 - ② 地域づくりを推進する組織・団体等（自治連合会、地区社協、まちづくり協議会、民生委員・児童委員、地域福祉サポーター等）との連携・協力
 - ③ 社協だより『ちやお!』、ホームページ等による地域情報の発信
 - ④ 各地区行事・イベント等への参加・協力
 - ⑤ 生活改善支援事業の実施
 - ⑥ 先進事例の調査・研究・視察
 - ⑦ 各地区における身近な相談窓口の設置
- (3) 地域福祉サポーター養成講座・活動支援
身近な地域で起きている問題に気づき、その解決に向けて社協と一緒に考え、取り組むサポーターを養成します。
- ① 地域福祉サポーターの養成講座の実施（2回）
 - ② 地域福祉サポーターの活動支援（全体会・世話役会等）
- (4) こども支援事業
市内でこども食堂や学習支援等を行う団体やグループに対して、立ち上げ資金や運営資金の一部を助成し、住民による“子どもの居場所づくり”に取り組みます。また、子ども支援に関わる方や団体を対象に連絡会等を実施します。
- (5) その他の地域福祉活動に関する取り組み
- ① 車いすちょい借りステーション事業
 - ② ふくし掲示板の拡充
 - ③ 所沢市民フェスティバル 福祉コーナーの企画・運営
 - ④ 地域福祉みらいフォーラムの開催（所沢市と共催予定）

2. ボランティアセンター運営事業

福祉に関するボランティア相談及び人材育成、情報の提供など、ボランティア活動の振興に取り組みます。また、ボランティア連絡協議会や様々な団体等とネットワークの構築を図り、地域福祉活動の活性化を図ります。

- (1) ボランティア活動支援
- ① ボランティアに関する相談
 - ② ボランティア保険の加入手続き・事務
 - ③ 広報紙、ボランティアガイドブック、SNSによるボランティア情報配信サービスの更新
 - ④ ボランティア団体及び活動状況の把握
 - ⑤ 「応援します！地域福祉活動助成」及び各種民間助成の推進
 - ⑥ ボランティアに関する調査・研究
- (2) 学校向けふくし学習の推進

- ① ふくし学習に関する相談
- ② ふくし学習に必要な機材の貸出・調整
- ③ ふくし学習プロジェクト会議の開催
- (3) 人材育成
 - ① ボランティア体験の実施（夏のボランティア体験 in 所沢等）
 - ② 各種養成講座の実施及び活動のフォローアップ（手話啓発事業、ボランティアフォローアップ講座等）

3. 災害対応関連事業

所沢市での災害に備え、災害ボランティアセンター訓練や災害時にも対応できる人材の育成等に取り組めます。

- (1) 災害ボランティアセンター運営訓練の実施
- (2) 災害ボランティアセンター市民スタッフ・災害ボランティアの育成
- (3) 各地区防災訓練への参加協力
- (4) 他市町村の災害ボランティアセンター支援

4. 社会福祉大会開催事業

多年にわたり社会福祉の発展に功績のあった方及び団体等を表彰し感謝の意を表するとともに、社会福祉の関係者が総意を結集し、福祉・保健・医療等幅広い分野との連携のもと、多様化する福祉ニーズに対応していく決意を新たにすることを目的として開催します。
(所沢市と共催予定)

- (1) 日 時 平成30年7月18日（水）午後1時から
- (2) 会 場 所沢市民文化センター「ミューズ」中ホール
- (3) 内 容 第1部 式典
第2部 受賞団体活動発表

5. 緊急援護事業

生活困窮状態で緊急的に生活費や食料が必要にもかかわらず、利用できる制度がない市民に対し、援護金やフードドライブによる食料品の支給等の応急的な対応をします。

6. 彩の国あんしんセーフティネット事業

埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会が実施する「生計困難者に対する相談支援事業」を行います。県内に配置された社会貢献支援員とともに市内の会員社会福祉法人(施設)と協働して取り組みます。

- (1) 会員施設担当相談員への支援
 - ① 訪問同行
本人、関係機関等からの相談を受け生活状況等について把握する際には、会員施設の担当相談員とともに訪問し、相談調査を行います。
 - ② 既存制度利用、関係機関等へのつなぎの支援
市町村社協は、社会貢献支援員、会員施設相談員とともに既存制度利用や社会資源等による支援方法を協議し、会員施設相談員をそれらにつなぐ支援をします。

③ 経済的支援の必要性の検討

①②の相談調査、協議を踏まえ、経済的支援の必要性を社会貢献支援員、会員施設相談員とともに協議をします。協議の結果に従い、相談を受けた会員施設相談員は、相談者に現物給付による支援を行います。

(2) 連絡会の開催（年2回）

市内の会員施設、ブロック担当社会貢献支援員による連絡会を設置し事務局を担います。定期的に情報交換を行うとともに、事例検討等も行い、会員相互の連携と資質の向上に努めます。

(3) 登録会員としての事業実施

所沢社協は登録会員として、事業を実施します。

7. 所沢市内社会福祉法人等による暮らしの相談事業（新規事業）

社会福祉法に規定された「地域における公益的な取組」として、市内各社会福祉法人等が相談窓口を設置し、市民に対して無料の相談事業を実施する「暮らしの相談事業」の実施に向けて、所沢社協が事務局となり、取り組みを進めます。

8. 同行援護従事者養成研修（一般課程）

所沢市内で同行援護従事者として従事することを希望する方等を対象に、重度視覚障がい者が移動する際の介助等に必要な知識や技能を有する同行援護従事者を養成します。

9. 赤い羽根共同募金運動

埼玉県共同募金会所沢市支会として、共同募金運動に実施協力します。

- (1) 戸別募金
- (2) 街頭募金
- (3) 学校募金
- (4) 職域募金
- (5) 個人大口募金
- (6) 法人募金
- (7) 災害義援金

10. 福祉団体への活動支援

- (1) 所沢市民生委員・児童委員連合会
- (2) 所沢市長生クラブ連合会
- (3) 所沢地区保護司会所沢三芳支部
- (4) 所沢地区更生保護女性会
- (5) 所沢市遺族連合会
- (6) 所沢市母子寡婦福祉会
- (7) 所沢市身体障害者福祉会
- (8) 所沢市赤十字奉仕団
- (9) 所沢市民間高齢者福祉連絡協議会
- (10) 手しごとの会

Ⅲ 介護保険及び障害者総合支援法福祉サービス等

■主な財源：介護保険事業収入、障害福祉サービス等事業収入

1. 居宅介護支援事業

介護保険法に基づき、要支援・要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、医療機関、地域住民・関係団体、介護サービス事業者と連携し、適正なケアマネジメントを実施します。

また、在宅に戻るための退院・退所の支援や在宅介護者を含む家族の支援も併せて行います。

(1) 居宅介護支援業務の実施

- ① 個々の状況に応じた生活が保障されるよう、居宅介護支援を行い、その人らしい生活の実現をめざします。
- ② 特定事業所として、関係者間のネットワークづくりを中核的に進めます。
 - a 勉強会、研修会等の実施（週1回以上）
 - b 他事業所との合同事例検討会等の開催
 - c 地域包括支援センター主催による介護支援専門員情報交換会及び地域ケア個別会議等に参加
 - d 24時間365日の緊急相談体制の整備と必要に応じた緊急対応
 - e 地域包括支援センターと連携しながら支援困難事例に対応
 - f 介護支援専門員実務研修の受け入れ体制の整備
- ③ 認知症高齢者等、自らが判断を行うことに不安がある方にも権利擁護の視点で各関係機関及び医療機関、地域住民と連携し、社会資源を活用しながら利用者支援を行います。

2. 指定要介護認定調査事務（新規事業）

- (1) 指定事務受託法人として、公平公正な要介護認定調査を適切に実施
- (2) 調査の適正化を図るため、県や市の認定調査員研修への参加の他、勉強会（毎月1回）等の内部研修を充実

3. 訪問介護事業・居宅介護事業

介護保険法及び障害者総合支援法の趣旨に従い、保健・医療・福祉等の各機関との連携を図りながら訪問介護サービスの提供を行い、自立した生活を営むことができるよう支援し、利用者の生活の質の向上を図ります。また、予防的視点及び認知症ケア・自立支援ケアを担う専門職としての研鑽に努めるとともに、地域における社会資源として、地域のつながりに貢献できる事業所をめざします。

- (1) 訪問介護・居宅介護サービスの情報提供及び相談受付
- (2) 訪問介護サービスの提供
 - ① 介護保険法に基づく訪問介護事業

- a 訪問介護
訪問介護員が入浴・食事・排泄等の身体介護や調理・洗濯・掃除・その他生活全般にわたる支援を行います。
 - b 介護予防及び日常生活支援総合事業
要支援状態の維持若しくは改善、又は要介護状態になることの予防を目的とし、訪問介護員が調理・洗濯・掃除等の日常生活上の支援を行います。
- ② 障害者総合支援法に基づく居宅介護事業等
- a 居宅介護、重度訪問介護
訪問介護員が入浴・食事・排泄等の介護や、調理・洗濯・掃除その他生活全般にわたる支援を行います。
 - b 同行援護
視覚障がい者の外出に同行し、必要な支援を行います。
- ③ 移動支援事業
- 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、地域で自立した生活及び社会参加の促進を目的とし、一人での外出移動が困難な障がいのある利用者の支援を行います。
- ④ 養育支援訪問事業（市委託事業）
- 様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して訪問支援を行い、負担の軽減と養育力の向上及び環境の改善を目指し、育児や家事の支援を行います。
- (3) 研修
- ① 各専門分野研修に参加
 - ② 内部研修の実施、定期的な会議（サービス提供責任者会議、チーム会議等）、事例検討会等を開催し、職員の質の向上に努めます。
- (4) 実習生の受け入れ
- 介護福祉士養成校の実習生を受け入れ、実習指導者が指導を行います。

IV 所沢市指定管理施設

■主な財源：市受託金、障害福祉サービス等事業収入

1. 児童発達支援事業「所沢市立かしの木学園」

身体障がい・知的障がい・発達障がいのある0～6歳の未就学児（定員50名）に対し、年齢や一人ひとりの障がい特性、発達の順序性を踏まえた個別支援計画のもと、生活や遊びの中に必要な訓練を取り入れたグループ活動による発達支援を行います。また、地域の関係機関とも連携し、ご家族の子育てを支援します。就学や保育園・幼稚園などへの移行に向けては、どの子どもも希望の進路へつながるように移行支援を行います。

(1) 活動内容

① 基本動作訓練

a 「食事」「排泄」「着脱」

自分でできることの習得に向けて個々に応じた姿勢や介助方法、補助具の工夫を行います。

b 理学療法

理学療法士が肢体不自由児を中心に生活場面での機能訓練を行います。必要に応じて個別訓練も実施します。

② 集団生活の適応訓練

a 親子活動

新入児、0～2歳児を中心に生活習慣や大人との遊びの経験を積みます。家族療育へのアドバイスを行っていきます。

b 分離活動

3～5歳児を中心に担任や子ども同士で遊ぶ経験を積み社会性を広げます。

c あそび

発達課題に応じたあそびの経験を積み、社会性や言語理解の力をつけます。

（わらべ歌あそび、トランポリン、すべり台、ブランコ、描画、製作、粘土等）

③ 家庭療育の相談支援

a 家庭訪問

昨年度中途入園児、新入児を中心に実施（4月）

b 個人面談

年間2回実施（4月、10月）

c 進路相談

就学児、移行希望者に対して実施（8月）

d 子育て懇談会

発達・訓練・制度などのテーマごとに学習と懇談（毎月）

④ 健康管理

a 内科健診

嘱託医による健診と健康相談（年2回）

b 歯科検診

歯科医による検診と歯科衛生士による歯みがき指導（各年1回）

- ⑤ 行事（家族登園日、運動会、夕涼み会、お楽しみ会、卒園・修了式）
家族で参加し家族間の交流につながるように土曜日に実施
- ⑥ 避難訓練（年3回）
- ⑦ 地域文化祭への参加等による地域交流（年1回）
- ⑧ 地域へ情報発信する学園ブログの更新（月3回更新）
- ⑨ 父母の会活動に対する情報提供や学習会への協力
- ⑩ 実習生、研修生・ボランティア、見学者の随時受け入れ
- ⑪ 内部研修（年10回）及び外部研修による職員研修

(2) その他

- ① 移行児のサポートを目的とした「かしの木広場」の開催（年4回）
- ② 保育園・幼稚園等に移行した児童の保護者に対して個別相談を実施する「移行児相談会」の開催（月1回）
- ③ 地域の子どもたちに向けた土曜開放「遊ぼう会」の開催（年3回）
- ④ 事業所自己評価の実施（年2回）

2. 就労継続支援B型事業「所沢市立きぼうの園」

主に知的障がいのある利用者（定員35名）一人ひとりのニーズを考慮した個別支援計画等に基づき、作業支援及び生活支援を行います。また、障害者相談支援事業所等、関係機関との連携を密にとりながら支援を進めていきます。

(1) 活動内容

- ① 主な作業活動
 - a 下請け作業
ウェス作業、タオルたたみ作業、部材解体作業、封入等の内職作業・納品作業
 - b リサイクル作業
地域の古紙・アルミ缶・牛乳パック等の回収作業、アルミ缶つぶし作業
 - c 自主生産作業
ており作業、雑巾づくり作業、キャンドル作業、各作業の注文受注等
 - d 自主生産品の委託販売
所沢市役所内「福祉の店ポピンズ」、地域イベント等
- ② 委託業務作業
 - a 市内公園清掃（2ヶ所）
 - b 秩父学園、わかばホール清掃
 - c 保健センター・ユ一企画印刷等封入作業
- ③ 施設外支援
 - a 松井ふれんずでの実習
 - b みつばち作業所での部材解体作業
 - c 新規協力企業等の開拓
- ④ 本人活動支援

- a 利用者自治活動（代表者会議）
- b 「働く」という意識を身に付けるための利用者ミーティング等
- ⑤ 余暇支援
 - a 日帰り旅行
 - b カラオケ
 - c リズムダンス
 - d 利用者忘年会等
- ⑥ 健康支援
 - a 歯科検診（年1回）
 - b 健康診断（年1回）
- ⑦ 地域でのイベント等への参加
 - a 市民フェスティバル
 - b 手しごと展
 - c 社会福祉協議会運営の施設イベント等
- (2) その他
 - ① 実習生、研修の受け入れ
 - a 教職員、市役所職員等の研修
 - b 保育実習生他
 - ② 定期ボランティア、行事ボランティアの受け入れ
 - ③ 出前講座への協力
 - ④ 防災対策
 - a 避難訓練の実施（年2回）
 - b 合同防災訓練の実施（近隣の法人、町内会）

3. 生活介護事業「所沢市立こあふる」

重度の知的障がいや行動障がいのある利用者及び医療的ケアを必要とする重症心身障がいのある利用者（定員20名）一人ひとりに対して、尊厳を守り、個々のニーズを考慮した個別支援計画のもと、こあふるで充実した日中の生活を送ることができるよう支援します。また、地域の人たちとともに行動し情報発信を行うことで、地域の福祉資源として地域の人たちから必要とされる施設づくりをめざします。

- (1) サービス内容
 - ① 日常生活上の支援
 - a 食事
 - 栄養バランスのとれた普通食を始めミキサー食、刻み食、アレルギー食等、個々の食機能と健康に配慮した食事の提供
 - b 排泄
 - 利用者の状況に応じた支援
 - c 入浴
 - 保清と心身のリラックスを兼ね合わせ、週3回の実施
 - ② 日中活動

- a 健康活動
ウォーキング、地域体育館利用のレク、音楽を活用したストレッチ等
- b 作業活動
アルミ缶・古紙回収と業者納品、自主生産品の製作等
- c サークル活動
カラオケ、買い物等
- d 社会参加
地域行事参加、外出体験・自主生産品の納品等
- ③ 健康管理
 - a 嘱託医による健康相談（年10回）・健康診断（年2回）
 - b 歯科医師による歯科検診（年1回）
 - c 理学療法士による健康指導（年6回）
- ④ 医療的ケア
嘱託医及び主治医の指示の下、看護師及び研修を受けた支援員が実施（利用者3名に実施）。
- ⑤ 送迎
リフト付きマイクロバス1台・リフトカー2台
- (2) その他
 - ① 実習・研修の受け入れ
 - ② ボランティアの受け入れ
 - ③ ふくし学習の推進
近隣小中学生との障がい者理解を深める為の学習を含めた交流
 - ④ 地域貢献活動
草木染講習会の実施、フラワーアレンジメントのお届け、近隣清掃活動の実施等

4. 生活介護事業「所沢市立プロペラ」

重度の知的障がいや行動障がいのある利用者及び医療的ケアを必要とする重症心身障がいのある利用者（定員40名）に対して、日中活動をとおして丁寧に意思決定支援を進めていきます。障害者相談支援事業所等、関係機関との連携のもと在宅での生活が豊かに継続できるように対応をしていきます。

また、地域の活動に参加し必要な福祉資源となることを目指していきます。

(1) サービス内容

- ① 日常生活上の支援
 - a 食事
栄養バランスのとれた普通食を始めミキサー食、刻み食など個々の食機能に応じた食事の提供
 - b 排泄
利用者の状況に応じた方法での援助
 - c 入浴
一日10人程度を目安に、心身ともにリラックス出来るよう毎日実施

- ② 創作的活動、生産活動、その他の日中活動
 - a 健康活動
理学療法、ウォーキング、プール、スポーツレク等
※理学療法士を常勤配置しています。
 - b 文化活動
音楽、車いすダンス、表現活動、フラワーアレンジメント等
 - c 社会参加活動
柳瀬地区文化祭・柳瀬ふくし祭り参加、公民館活動への参加等地域資源の活用、
宿泊体験等
 - d 作業活動
陶芸、裂き織り、紙漉き、アルミ缶リサイクル
 - e 自治活動
利用者ミーティング
 - f サークル活動
カラオケ、ボウリング、喫茶、買い物、季節のモノづくり等
 - g 地域活動
近隣清掃、フラワーアレンジメントお届け活動
- ③ 健康管理
 - a 嘱託医による健康相談（月1回）
 - b 健康診断（年1回）
 - c 歯科検診（年1回）、
 - d 歯科衛生士による歯磨き指導（年1回）
- ④ 医療的ケア
嘱託医・主治医の指示の下、看護師および研修を受けた支援員が実施
（利用者8名に実施）
- ⑤ 送迎（バス1台、リフトカー4台による10コースの送迎）
- (2) その他
 - ① 実習・研修の受け入れ
 - a 大学生の介護体験実習・保育実習
 - b 教職員、市役所職員等の研修
 - c 市民後見人養成講座インターンシップ
 - d 高校生のリカバリープログラム実習
 - ② ボランティアの受け入れ
 - a 小・中・高校生の夏休みボランティア体験
 - b 定期ボランティア、行事ボランティアの受け入れ
 - ③ 教育活動への参画
 - a 車いす体験授業（1か所）
 - b 音楽会交流（1か所）
 - ④ 障がい者の理解をすすめるための活動
 - a 柳瀬地区防災訓練への参加

- b 手しごと展参加
- c 地区懇談会参加
- d 広報誌発行（年3回）
- ⑤ 地域活動への協力
 - a 出前講座
手話ソング、車いす講座への協力
 - b 地域行事への参加
柳瀬文化祭・やなせ福祉まつり・フラワーアレンジお届け
- ⑥ 防災対策
避難訓練の実施（年2回）
- ⑦ 車いす貸出事業（車いす3台常駐）

V 所沢市委託事業

■主な財源：市受託金

1. 所沢地域包括支援センター事業

高齢者が住み慣れた自宅や地域の中で安心して暮らし続けられるよう、「自助、互助、共助、公助」の仕組みに基づいて効果的に提供される『地域包括ケアシステム』の構築を推進します。

(1) 地域支援事業

① 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- a 主治医及びケアマネジャー、その他の社会資源と協働した支援
- b 成年後見制度に関わること、虐待の発見・解決等、権利擁護に関する支援を関係機関と協力して実施
- c ケアマネジャーからの相談を受け、必要な助言・支援

② 介護予防事業

- a 通所型介護予防事業
- b 介護予防地域ケア活動支援事業
- c 老人憩の家等で実施する健康相談に医療職が協力
- d 介護予防普及啓発事業介護予防講演会

③ 介護予防地域ケア活動支援事業

- a 地域ケア会議全体会議
- b 地域ケア個別会議
- c 医療・介護連携会議
- d 所沢地区介護保険サービス事業所情報交換会
- e 所沢市高齢者見守りネットワーク事業（トコロみまもりネット）連絡会

④ 家族介護支援事業

在宅介護者の集い等、寝たきりや認知症高齢者等を在宅で介護する家族への支援を行います。

⑤ 訪問型介護予防事業

要介護高齢者調査や認知症アンケート等の結果、また地域のグループなどからの情報等により、要介護状態になる恐れが高い高齢者を訪問し、介護予防事業対象者を把握し、介護予防の啓発を行います。

⑥ 介護予防ケアマネジメント事業

市が把握・選定した二次予防事業対象者についての介護予防ケアプランを必要に応じて作成し、地域支援事業における介護予防事業等が包括的かつ効率的に実施されるよう、必要な支援を行います。

⑦ 第2層生活支援コーディネーター事業

a 第2層コーディネーター業務

第1層生活支援コーディネーターや関連団体と連携を図りながら地域に不足す

るサービスの創出等の資源開発、関係者間のネットワーク構築、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等のコーディネート機能を担当

- b 生活支援サービスやサロン等の地域資源の把握
- c 協議体について周知するため、地域ケア会議の運営等への主体的な関わり
- d 地域ケア運営会議その他必要な会議等に参加し、情報交換

(2) 指定介護予防支援

利用者の依頼を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう介護予防サービス計画を作成し、サービス提供事業者との連絡調整等を行います。

2. 就労支援事業

障がいのある方（難病及び介護保険2号被保険者で障がいのある方を含む）の一般就労を支援しながら社会参加と自立の促進を図るとともに、障がい者を雇用する企業に対しても雇用に関わる支援を行います。また関係機関（所沢市自立支援協議会・福祉サービス就労支援事業所及び相談支援事業所・ハローワーク・職業センター・職場定着支援センター・雇用サポートセンター等）と連携し、障がい者の就労を支援するネットワークの強化に努めます。

(1) 福祉の相談窓口の対応

(2) 障がい者の就労に関する相談の受付

(3) 登録者に対する支援

- ① 就労に向けた相談・支援
- ② 登録者・ご家族・関係機関等からの就労等に関する相談
- ③ 障がい者の職場適応促進ツール（ワークサンプル幕張版）を活用したアセスメントの実施（生活困窮自立支援事業の就労支援にも活用）
- ④ 職業適性を測る為の職場体験実習の実施
- ⑤ 関係機関との連携・共有

(4) 就労先の企業開拓・調査及び交渉

- ① 企業からの障がい者雇用に関する相談
- ② 企業への職場開拓の実施

(5) 就労先や関係機関との連絡及び調整

- ① 職場巡回（定着支援）による就労状況の把握と調整
- ② 電話等による就労状況の把握と調整
- ③ 就労先からの相談の受付と支援

(6) 就労者への支援

- ① 職場定着に向けた相談・支援
- ② 職場巡回による就労状況の把握と調整
- ③ 電話や面談等による就労状況の把握と調整
- ④ 余暇に関する相談・情報提供

(7) 関係機関との連携

- ① 障がい者就労関係機関連絡会議の開催

- ② ハローワーク・移行支援事業所・相談支援事業所・特別支援学校等との連携強化
- (8) 広報啓発事業
 - ① 発達障がいのある方（疑いのある方）の支援強化を図るための関係機関への啓発及び連携
 - ② 生活困窮者自立支援事業の就労支援において障がいのある方や障がいの疑いのある方を対象とした支援について啓発
- (9) 余暇支援の実施

登録者の親睦会を開催し、登録者同士のネットワーク作りや就労意欲の向上を図ります。また、登録者組織「わくわくねっと」の活動支援を行います。

3. コミュニケーション支援事業

地域生活支援事業の一つとして、聴覚、言語機能、視覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人への支援として、手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行い、社会参加や自立促進に努めます。また、手話講習会や中途失聴者や難聴者のための手話講座及び点訳、音訳等の講習会を開催し、社会への理解拡大に努めます。

- (1) 福祉の相談窓口の対応
- (2) 手話通訳者・要約筆記者の派遣
 - ① 利用者の申請に応じて情報保障を行います。
 - ② 登録手話通訳者及び登録要約筆記者を対象に研修会を年数回実施し、資質の維持・向上を図ります。
 - ③ 安定した人材確保のため、以下の養成講習会を開催します。
 - a 手話通訳者養成講習会
 - b 要約筆記者養成講習会（手書き）
- (3) 聴覚障がい者の自立・社会参加の促進

中途失聴者や中途難聴者を対象に、障がいの受容やピアサポートの環境づくりや新たなコミュニケーション手段の確保等をめざした手話講座を行います。
- (4) 市民への啓発

多くの理解者・支援者を得るため、市民に向けて以下の講習会を行います。

 - ① 手話奉仕員養成講習会（入門課程および基礎・通訳準備課程）
 - ② 点訳ボランティア養成講習会（初級）
 - ③ 音訳ボランティア養成講習会
- (5) 当事者・登録通訳者・関係団体との連携強化

定期的にコミュニケーション支援事業連絡会を開催し、相互の活動報告や意見交換の場を設けます。

4. 障害者相談支援事業

障がいのある方や、そのご家族が地域で安心して自立した生活が送れる社会をめざして相談支援を行います。

- (1) 福祉の相談窓口の対応
- (2) 基幹相談センター

- ① 総合的・専門的な相談支援
障がい種別、年齢にかかわらず、総合的な相談を行い、必要に応じて、地域の相談機関との連携、専門機関への紹介を行います。
 - ② 地域移行・地域定着
長期間、入院されている方や施設に入所されている方の地域生活の実現に向けた支援を行います。
 - ③ 地域の相談支援体制の強化
相談支援事業者への助言や人材育成の支援、関係機関などの連携、連絡調整を行い、地域全体の相談機能の充実を図ります。
 - ④ 権利擁護・虐待防止
成年後見制度の利用のために必要な支援を行います。また、障がい者虐待防止センターの窓口を併設し、虐待の防止や早期解決のための支援を行います。
- (3) 指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所
サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要な方へ、障がいのある方（児童含む）の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。

5. ファミリー・サポート・センター事業

地域で育児の支援を受けたい方（利用会員）と支援を行いたい方（援助会員）の相互援助活動を支援するとともに、活動を通して子育てが安心してできる環境づくりを進めます。

また、子育てニーズの把握や困難ケース（障がい、不登校、多問題家族など）への支援、子育て関連情報の収集・発信について、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）をはじめとした関係機関との連携を図ります。

- (1) 利用会員
 - ① 会員登録を受け付けます。
 - ② 援助会員の紹介、調整を行います。
 - ③ 課題のあるニーズやケースについて利用会員の許可を得た上で、保健センター等適切な機関につなぎます。
- (2) 援助会員
 - ① 養成講習会を開催し、受講修了者の会員登録の受付を行います。
 - ② 利用会員の紹介、調整を行います。
 - ③ フォローアップ講習会を開催し、援助活動の向上を図ります。
 - ④ サブリーダーと連携し援助会員サロンや交流行事等の実施を通じて会員相互の親睦を図ります。
- (3) 広報活動
 - ① 会報「ふあみさぼ通信」の発行（年2回）
 - ② 児童館等で事業説明、ふあみさぼ通信、チラシの配布
 - ③ 民生委員・児童委員協議会定例会やイベント等での広報活動

(4) その他

- ① 利用会員、援助会員の全体交流会の開催
- ② 困難ケースについて必要に応じ関係機関とのケースカンファレンス

6. 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者自立支援法に規定される自立相談支援事業です。様々な生活課題を抱え生活困窮となった方に対し、第2のセーフティネットとして、早期に自立に向けた支援を行います。一人ひとりに寄り添いながらいろいろな悩みを解決していくため、行政、関係機関や地域住民とも連携・協働して適切な支援を行います。

(1) 福祉の相談窓口の対応

(2) 自立相談支援事業

① 生活困窮者の自立に向けた相談支援

生活困窮者の相談に応じ、本人の意思を確認しながら適切なアセスメントを行い支援計画の作成を行います。支援計画に基づき、各関係機関や各団体との連携、既存の制度等を活用しながら包括的、継続的に対象者の自立をめざします。

② 就労に向けた支援

各関係機関と連携し、また障がい者の職場適応促進ツール（ワークサンプル幕張版、ところざわ就労支援センター所有）を活用しながら適切なアセスメントを行い就労に向けた支援を行います。

③ ネットワークの構築

地域での孤立防止、早期発見、自立に向けたつながりをつくるために、関係団体、関係機関とのネットワークを構築・活用し、地域の社会資源を増やしていきます。

④ 支援調整会議の開催（年12回）

各関係機関の専門職を構成員とし、利用者に対する支援計画について適切な助言や指導を受け、支援計画の見直しや関係機関・関係団体、制度利用へつなげる支援を行います。

(3) 家計相談支援事業

家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計状況を「見える化」し、家計再生の計画・家計プランを作成し、相談者の家計管理の支援を行います。

(4) 住居確保給付金の利用

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方、喪失のおそれのある方に対して家賃相当分の給付金を支給できるように相談・支援を行い、市生活福祉課・ハローワークとの連携を図り、就労機会の確保に向けた支援を行います。

7. 生活支援体制整備事業

この事業は介護保険法の地域支援事業に位置付けられており、サービスや制度の整備だけでなく、住民によるお互い様の支え合いの地域づくりに取り組むものです。生活支援コーディネーターは地域住民とともに活動を進めていきます。

(1) 生活支援・介護予防に関する地域資源及びニーズの把握

地域包括支援センター、まちづくりセンター、老人福祉センター、老人憩の家への訪

問や地域ケア運営会議、地域個別ケア会議、地域ケア会議及び協議体（14圏域）等の各種会議から生活支援・介護予防に関する地域資源とニーズの把握に努めます。

また、ボランティアセンターとの連携・協働により、ニーズや活動情報を収集します。

- (2) 第1層（市全域）協議体の運営（年2回）
- (3) 第1層協議体ワーキンググループの運営（定期）
- (4) 生活支援サービスの担い手の発掘・養成

ボランティアセンターとの連携・協働により、生活支援ボランティア養成（担い手養成）講座等を開催します。

- (5) 活動の場の発掘・開発
 - ① 活動場所の開発として、空き時間やスペースの活用等の把握
 - ② 誰もが集える場や居場所の立ち上げ支援
 - ③ 交流室マップの更新（年3回）
- (6) サービス実施情報の提供・共有

生活支援・介護予防サービスの情報について、地域包括ケア応援サイト（Ayamu）を更新し（3ヶ月に1回程度）、また、第2層（14圏域）生活支援コーディネーターと情報共有します。

- (7) 生活支援体制整備事業の周知
 - ① SC通信の発行（年2回）
 - ② 出前講座や勉強会等において、市民の方にわかりやすく事業を周知
- (8) 第2層生活支援コーディネーターへの支援・情報共有
第2層コーディネーター連絡会・勉強会を概ね月1回開催

8. 認知症サポーター養成事業

認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を地域で見守り、支える「認知症サポーター」を養成します。認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける地域をめざし、地域やグループ、学校・企業等に養成講座の受講の働きかけを行います。

- (1) キャラバン・メイトの調整及び紹介
- (2) 講座の主催
- (3) 認知症サポーターのフォローアップ
- (4) キャラバン・メイトのフォローアップ（交流会の実施（年1回）、意向調査）
- (5) 学校向けふくし学習との連携

VI 埼玉県社会福祉協議会委託事業

■主な財源：県社協受託金、自主財源

1. 生活福祉資金貸付事業

資金の貸付を受けようとする低所得世帯や障がい者・高齢者世帯に対して、相談・支援を行い、資金の貸付を受けた人（借受人）に対する支援、償還に関する相談等を行います。実施にあたっては、埼玉県社会福祉協議会や生活困窮者自立相談支援事業等の関係機関と連携し、家計相談支援事業のサポート等を含め、借受人の自立に向けた効果的な支援を行います。

- (1) 福祉の相談窓口の対応
- (2) 総合支援資金

求職中で、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金の貸付を行うことにより、自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金です。

- ① 生活支援費
 - ② 住宅入居費
 - ③ 一時生活再建費
- (2) 福祉資金
 - ① 福祉費
日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用
 - ② 緊急小口資金
初回給与、初回年金受給までの間等、緊急かつ一時的に生計維持が困難になった場合の資金
 - (3) 教育支援資金
学校教育法に規定する高校、大学等に就学するための資金
 - (4) 不動産担保型生活資金
一定の不動産を所有する高齢者世帯の生活資金
 - (5) 臨時特例つなぎ資金
住居のない離職者に一時的な生活費を貸し付ける資金

2. 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行います。

- (1) 福祉の相談窓口の対応
- (2) 福祉サービス利用援助

定期的に訪問し、介護保険や障がい福祉サービス等について情報提供や相談等に対

応じます。

(3) 日常生活上の手続き援助

住宅改修や居住家屋の賃借に関することや住民届出等に関する手続き、その他福祉サービスの適切な利用に必要な一連の手続きを援助します。

(4) 日常的金銭管理

生活費のお届けや福祉サービス利用料・税金・医療費の支払い、年金及び福祉手当の受領等の援助をします。

(5) 書類等預かりサービス

年金証書や預貯金の通帳、保険証書などを所沢社協が契約している金融機関の貸金庫に保管します（株券・貴金属等は除く）。

VII 成年後見事業

■主な財源：市受託金、後見報酬、自主財源

1. 成年後見事業

判断能力が不十分な方に対し、所沢社協が成年後見人、保佐人または補助人となって、安心して日常生活が送れるように支援します。所沢市から委託を受け、成年後見制度の相談窓口の設置、広報啓発、法人後見の推進、市民後見人候補者の養成に取り組みます。

- (1) 福祉の相談窓口の対応
- (2) 後見業務の実施
 - ① 法人後見業務運営委員会の開催
 - ② 後見活動の実施
 - ③ 家庭裁判所への報告
- (3) 成年後見制度の啓発及び周知のための講演会等の実施
 - ① 成年後見制度の周知啓発の実施
 - ② 成年後見制度の啓発講演会等の実施
- (4) 法人後見推進のための法人後見実施団体による意見交換会の開催

法人後見を実施している団体が、後見業務を行うにあたっての課題を検討したり、情報共有や意見交換を行うことで、円滑に法人後見が行えるよう意見交換会を実施します。

- (5) 成年後見制度の利用に関する相談
 - ① 制度説明
 - ② 申立支援
 - ③ 適切な後見等受任団体への紹介
- (6) 市民後見人候補者の名簿管理及び支援
 - ① 市民後見人候補者の名簿管理
 - ② 市民後見人候補者に対するフォローアップ研修
- (7) 市民後見人候補者の法人後見支援員としての活用支援
- (8) 専門職による成年後見に関する無料相談の実施

財源一覧

各事業について、主な財源を示しています。

| | 会費 | 寄付金 | 愛の福祉基金運用 | 子ども未来基金 | 自主財源 | 市補助金 | 共同募金配分金 | 市受託金 | 県社協受託金 | 介護保険事業収入 | 障害福祉サービス等事業収入 | 収益事業収入 | 頁 |
|----------------------------------|----|-----|----------|---------|------|------|---------|------|--------|----------|---------------|--------|----|
| I 法人運営事業 | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 法人運営事業 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | 4 |
| II 地域福祉活動推進事業 | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 地域福祉活動推進事業 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | 6 |
| 2. ボランティアセンター運営事業 | ○ | | ○ | | | | ○ | | | | | | 7 |
| 3. 災害対応関連事業 | ○ | | | | | | ○ | | | | | | 8 |
| 4. 社会福祉大会開催事業 | | | | | | ○ | ○ | | | | | | 8 |
| 5. 緊急援護事業 | | | | | | | ○ | | | | | | 8 |
| 6. 彩の国あんしんセーフティネット事業 | | | | | | | | | | | | | 8 |
| 7. 所沢市内社会福祉法人等による暮らしの相談事業 | ○ | | | | | | | | | | | | 9 |
| 8. 同行援護従事者養成研修 | | | | | | | ○ | | | | | | 9 |
| 9. 赤い羽根共同募金運動 | | | | | | | | | | | | | 9 |
| 10. 福祉団体への活動支援 | | | | | | | ○ | | | | | | 9 |
| III 介護保険及び障害者総合支援法福祉サービス等 | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 居宅介護支援事業 | | | | | | | | | | ○ | | | 10 |
| 2. 指定要介護認定調査事務 | | | | | ○ | | | ○ | | | | | 10 |
| 3. 訪問介護事業・居宅介護事業 | | | | | | | | | ○ | ○ | | | 10 |
| IV 所沢市指定管理施設運営事業 | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 児童発達支援事業「所沢市立かしの木学園」 | | | | | | | | ○ | | | ○ | | 12 |
| 2. 就労継続支援B型事業「所沢市立きぼうの園」 | | | | | | | | ○ | | | ○ | | 13 |
| 3. 生活介護事業「所沢市立こあふる」 | | | | | | | | ○ | | | ○ | | 14 |
| 4. 生活介護事業「所沢市立プロペラ」 | | | | | | | | ○ | | | ○ | | 15 |
| V 所沢市委託事業 | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 所沢地域包括支援センター事業 | | | | | | | | ○ | | ○ | | | 18 |
| 2. 就労支援事業 | | | | | ○ | | | ○ | | | | | 19 |
| 3. コミュニケーション支援事業 | | | | | | | | ○ | | | | | 20 |
| 4. 障害者相談支援事業 | | | | | | | | ○ | | | ○ | | 20 |
| 5. ファミリー・サポート・センター事業 | | | | | | | | ○ | | | | | 21 |
| 6. 生活困窮者自立相談支援事業 | | | | | | | | ○ | | | | | 22 |
| 7. 生活支援体制整備事業 | | | | | | | | ○ | | | | | 22 |
| 8. 認知症サポーター養成事業 | | | | | | | | ○ | | | | | 23 |
| VI 埼玉県社会福祉協議会委託事業 | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 生活福祉資金貸付事業 | | | | | ○ | | | | ○ | | | | 24 |
| 2. 日常生活自立支援事業 | | | | | ○ | | | | ○ | | | | 24 |
| VII 成年後見事業 | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 成年後見事業 | | | ○ | ○ | | | | ○ | | | | | 26 |

つなげよう つながろう 新たな50年へ



所沢市社会福祉協議会 法人化50年